議案第11号

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

印西市長 藤代 健吾

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「110.2」を「112」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第11号審議資料

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例 第14号)の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の要旨 第1号会計年度任用職員の報酬について規定を改めるもの
- 2 改正の理由 第1号会計年度任用職員の報酬の基本額算出について改めるもの
- 3 施行期日 令和7年4月1日

4 新旧対照表

新 旧 第1条及び第2条 第1条及び第2条 (略) (略) (第1号会計年度任用職員の報酬) (第1号会計年度任用職員の報酬) 第3条 (略) |第3条 (略) 2 報酬の基本額は、勤務1時間につ2 報酬の基本額は、勤務1時間につ き、別表に掲げる職種の区分に応じ、 き、別表に掲げる職種の区分に応じ、 同表に定める月額に100分の112を乗 同表に定める月額に100分の110.2を じて得た額を162.75で除して得た額 乗じて得た額を162.75で除して得た (その額に1円未満の端数を生じた 額(その額に1円未満の端数を生じた ときは、これを四捨五入して得た額) ときは、これを四捨五入して得た額) を超えない範囲内において規則で定 を超えない範囲内において規則で定 めるところより決定する。 めるところより決定する。 (略) (略) 3 3 以下 (略) 以下 (略) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施 行する。